

三重縣公報

主 要 目 次

告 示

- 一 地区農地委員會の設置
- 二 公有水面埋立認可
- 三 地区農業調整委員會の設置
- 廳中事項
- 一 叙任

告 示

◎三重縣告示第三百六十二號

名賀郡美濃波多村、同郡錦生村および同郡比奈知村を廃し名賀郡名張町へ編入にともない、昭和二十六年四月一日から旧美濃波多村の地域に名賀郡美濃波多地区農地委員會を、旧錦生村の地域に名賀郡錦生地区農地委員會を、旧比奈知村の地域に名

第六千六百九十九号

張町比奈知地区農地委員會を設置した。

昭和二十六年四月二十三日

三重県知事職務代理者

副 知 事 角 永 清

◎三重縣告示第三百六十三號

公有水面埋立竣功について、次のように認可した。

昭和二十六年四月二十三日

三重県知事職務代理者

副 知 事 角 永 清

一 顧人の住所氏名職業

度会郡中島村大字阿曾浦三〇八番地

しんじゅ養殖業 西浦健次

一 埋立の場所および面積

度会郡中島村大字道方字柳ヶ谷池先海面百七十坪六合三勺

一 埋立の目的

しんじゅ養殖作業場

一 工事着手および竣功年月日

着手 昭和二十三年一月十日

竣功 昭和二十三年十二月三十一日

一 埋立竣功認可の年月日

昭和二十六年四月十五日

◎三重縣告示第三百六十四號

食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年八月政令二百四十七号）第三十七條の二の規定により昭和二十六年四月一日から次の地区に地区農業調整委員会を設置し、その名称を次のように定める。

昭和二十六年四月二十三日

三重県知事職務代理者

副知事 角 永 清

地区農業調整委員会を
設置する区域

地区農業調整委員会の名称

名張町

名張町役場旧名張町管内 名張町名張地区農業調整委員会

◎就任辞令

昭和二十五年十月二十日

三重県事務吏員 島 文 夫

滿檢定所養蚕技術員養成所兼務を免ずる

昭和二十六年三月十三日 三重県技術吏員 阿 善 一

養蚕技術員養成所兼務を免ずる

昭和二十六年三月十六日 津 田 多加良

三重県技術吏員に任命する

三級に叙する

七級二号俸を給する

技師に補する

県立志摩病院勤務を命ずる

昭和二十六年三月三十一日

三重県技術吏員 西 山 和 子

額に依り本職を免ずる

昭和二十六年四月一日

出納員に補する

昭和二十六年四月一日

栽桑係長事務取扱を免ずる

同

蚕桑試験場勤務を命ずる

栽桑係長を命ずる

同

三重県技術吏員に任命する

三級に叙する

七級六号を給する

技師に補する

農業試験場勤務を命ずる

昭和二十六年四月十二日

農林係長兼務を命ずる

同

三重県事務吏員 藤 井 毅三郎

同

同

同

同

同

八級四号俸を給する

津保健所勤務を命ずる

給務係長を命ずる

同

給務係長を命ずる

同

衛生係長を命ずる

同

保健予防係長を命ずる

同

保健予防係長心得を命ずる

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和二十六年四月二十三日印刷發行
三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市榮町二丁目

三一

重

県

廳

津市廣明町三二五番地

印刷所

三重縣印刷所
振替口座番号名古屋一〇六番